

議員全員協議会資料

○児童扶養手当等の支給に係る詐欺事件への対応について

令和7年5月23日

会津若松市

児童扶養手当等の支給に係る詐欺事件への対応について

1 はじめに

令和4年度に発覚した児童扶養手当等の支給に係る詐欺事件については、本市の職員（令和4年11月7日付けで懲戒免職処分。以下、「元職員」という。）が多額の公金を詐取した極めて重大な犯罪であると受け止めており、市政に対する市民の皆様の信頼を著しく失墜させたものです。

会津若松市民の皆様、会津若松市議会議員をはじめ、関係機関、関係者の皆様に多大なるご迷惑、ご心配をおかけし、また、信頼を損ねましたことを改めて深くお詫び申し上げます。

本事件に関しましては、全容解明、原因究明、さらには再発防止に取り組みながら、令和4年11月9日、令和5年2月14日及び令和5年5月23日の議員全員協議会において事件への対応状況や今後に向けた取組内容等についてご報告し、また、令和6年4月10日の文教厚生委員会協議会において公金の回収状況についてご報告してまいりました。

また、未回収額の回収に向けた対応として、元職員が詐取した金銭の使途や財産の有無等を確認するための調査として公判資料の閲覧を行い、加えて、元職員に対し継続して弁済への考え方と具体的な弁済計画の提示を求めてきたところであります。

本日は、今後の回収対応を着実に進める上で、市として元職員に対し民事訴訟を提起する判断に至ったこと、併せて、重度心身障がい者医療費助成金に係る県補助金に関して県と協議を重ね、県に対し県補助金相当分を支払う判断に至ったことについてご報告いたします。

2 事件の概要について

健康福祉部こども家庭課において、令和3年度の児童扶養手当の支給に係る国庫負担金の実績報告書を県に提出するにあたり、関係書類やシステムのデータを確認していたところ、支給金額と支給件数について不整合となっている箇所を確認しました。以降、内部調査を進めたところ、当時、児童扶養手当の支給事務を担当していた元職員による公金の詐取の疑いがあることを把握しました。

このことから、元職員に対して事情聴取を行うとともに、元職員が関わったその他の事業についても詐取が行われていないか、調査を行いました。

市の事情聴取において、元職員は、児童扶養手当の支給に関し詐取を行ったことを認め、さらには、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金や過去に担当していた重度心身障がい者医療費助成金についても詐取を認め、その額は、総額176,999,760円であることを確認したところであります。

3 事実経過について

令和5年5月23日の議員全員協議会での報告以降の元職員への対応等の経過は以下のとおりです。

月 日	概 要
令和5年 5月29日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第5回公判（被告人質問、求刑） ・ 検察からの質問に対し、元職員は「社会復帰後に就労し、できるだけ弁済する」、「いつまでに弁済するという時期的な話はできない」、「返す意思はあるが、今は収入がないことから収支が立てられない」等を証言しました。 ・ 検察より「懲役5年」の求刑がなされました。
令和5年 6月26日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第6回公判（判決言渡し） ・ 元職員については、懲役3年6月の実刑判決が言い渡されました。その後、元職員は会津若松拘置所に留置されました。
令和5年 6月30日(金) ～7月10日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会津若松拘置所での元職員との面会（計5回） ・ 市は令和4年10月7日付で元職員より「全額を弁済する」旨の誓約書の提出を受けていましたが、公判での発言を踏まえ、あらためて弁済への考え方と具体的な弁済計画の提示を求めるとともに、詐取した全額の弁済を約束する「誓約書」の提出を求めました。 ・ しかしながら、元職員は「社会復帰後に全額弁済する気持ちに変わりはない」としつつも、新たな誓約書の提出については「検討する。迷っている。提出しないと決めたわけではない」等と繰り返すのみで、誓約書を提出することなく、刑事施設に移送されることとなりました。
令和5年 11月30日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 元職員の父親から支払いがありました。 ・ 弁済への協力として500,000円の支払いがありました。
令和5年 12月21日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公判資料の閲覧 ・ 判決が確定した後、公判資料の閲覧が可能となったことから、詐取した金銭の用途や財産の有無等の確認のために当該資料の閲覧を行いました。しかしながら、これまでに把握していた情報以外に新たに確認できたことはなく、回収に資する換価可能な財産の存在などは確認できませんでした。
令和6年 1月以降	<ul style="list-style-type: none"> ○ 元職員への手紙の送付（計5回） ・ 市は、再三に渡り元職員の収監先に手紙を送るとともに、誓約書の提出を求めてきましたが、返信はありませんでした。
令和6年 5月31日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 元職員の父親から支払いがありました。 ・ 弁済への協力として300,000円の支払いがありました。

月 日	概 要
令和6年 9月27日(金)	○ 元職員との面会 ・元職員の意向等が確認できない状況が続いたことから、市は収監先に出向き、元職員に対して、直接、誓約書の提出を要請するとともに、提出がなければ民事訴訟を検討しなければならない旨を伝えました。しかしながら、元職員からは「検討する」とのこれまで同様の答えでした。
令和6年 11月29日(金)	○ 元職員の父親から支払いがありました。 ・弁済への協力として500,000円の支払いがありました。
令和6年12月 ～令和7年1月	○ 被害者の心情等の聴取・伝達の申し出 ・収監先を通じて被害者の心情等を加害者に伝える制度を活用し、市の心情・考えとして、詐取した全額の弁済を約束する誓約書の提出を求める意向を収監先の職員に伝え、元職員への伝達を依頼しました。 ・これに対して、収監先から元職員へ伝達した結果として、元職員は「面会時に伝えたとおり、誓約書の提出は検討したい。被害弁償の意思は、事件発覚から行うことに変わりない」と述べた旨の通知がありました。

※ 現時点において、元職員から誓約書の提出がない状況にあります。

4 未回収額の回収状況について

詐取された公金については、これまで元職員が保有している財産（預金口座、生命保険、車両等）を確認し換価するなどして回収してきました。

それに加えて、元職員の父親からの協力金の支払（年額80万円を年2回に分け支払う意向が示されたもの）を受けているところです。

現時点における回収状況は、以下の表のとおりです。

区 分		金 額
詐取金額	児童扶養手当	110,689,760円
	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金(※)	664,800円
	重度心身障がい者医療費助成金	65,710,000円
	合 計 (A)	177,064,560円
回 収 額	令和4年度（令和5年5月23日まで）	92,409,230円
	令和5年度（令和5年5月24日から）	520,000円
	令和6年度	800,000円
	合 計 (B)	93,729,230円
未回収額 (A - B)		83,335,330円

※ 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金には、国への返還に係る加算金（64,800円）を含みます。

5 民事訴訟の提起について

(1) 民事訴訟提起の判断

このような状況において、市は、今後の回収対応を着実に進める上で、元職員に対し、法的に返還請求を行うための権利を確保することなどが必要であるため、民事訴訟を提起する判断に至ったものです。

具体的には、元職員から市に対して、最後に「全額を弁済する」旨の誓約書が提出された時期が、令和4年10月7日であり、以降、元職員が債務の承認を行うことはなかったため、不法行為に基づく損害賠償請求を行える時効期限が迫っていることから、法的に返還請求を行うことができる権利を確保するため、提訴の判断に至りました。

市は、令和7年6月定例会議に、訴えの提起に係る議案を提出する予定です。

(2) 訴訟提起の意義及び効果

① 債権債務関係の確定

市が元職員に対して未回収額を請求する権利（債権）を有していることと、元職員が市に対して詐取金額を返還する義務（債務）を負っている関係性を明確なものとし、今後、市が元職員に対して返還を請求していく上での、債権債務関係の明確化を行うものです。

② 返還請求を行える権利及び期間の確保（10年間）

市は元職員から全額を弁済する旨の誓約書の提出を受けているところですが、本事件に係る債権（不法行為に基づく損害賠償請求権）は、令和7年10月をもって、時効により消滅することとなります。

裁判に勝訴し確定判決を得ることにより、法的に返還請求できる権利及び期間（10年間）を確保するものです。

③ 強制執行の根拠の確保

裁判に勝訴し確定判決を得ることにより、強制執行を行うことができる根拠として債務名義（裁判所が作成する公文書で債権の存在と範囲を証明するもの）を取得することとなります。そのことにより、市は裁判所を通じて元職員の財産を差し押さえる権利を得ることとなり、元職員の財産を強制的に換価し、弁済に充当することが可能となります。

※ 確定判決とは、控訴や上告等の通常の不服申し立て方法では取り消すことができない判決です。

(3) 民事訴訟に要する費用（6月定例会議に補正予算案を提出予定）

① 裁判申立手数料（印紙代） 272,000円

訴訟を提起する際に裁判所に納める必要のある印紙代で、その額については民事訴訟費用等に関する法律で定められています。

② 予納郵券代 6,500円

民事訴訟等の手続において裁判所に予め納める郵便切手の代金で、裁判所が訴状や呼出状、判決などの書類を郵送する際に使用します。

※ 訴訟に係る事務手続については、弁護士と相談しながら市職員が行うことといたします。

6 重度心身障がい者医療費助成金に係る県補助金相当分の取扱いについて

(1) 概要

元職員は、平成17年度から平成22年度まで在籍していた当時の健康福祉部社会福祉課（現障がい者支援課）において、平成19年4月から平成21年12月までの重度心身障がい者医療費助成金の支給に当たり、当該助成金の支給に係る虚偽の振込データを作成し、計25回にわたり、自らの預金口座に公金を振り込ませることにより、計65,710,000円を詐取したものです。

また、市は、県より重度心身障がい者医療費助成金の支給額に対して2分の1の額を県補助金として交付を受けていることから、元職員が詐取した額には県補助金が含まれているため、県は市に対して、元職員の詐取額に対する県補助金相当分の返還を求めておりました。

(2) 経過

令和5年2月14日の議員全員協議会におきまして、元職員に詐取された重度心身障がい者医療費助成金に係る県補助金の返還については、「県補助金の返還請求権は時効により消滅しており、市においても法的な整理を行い県への返還を行う根拠がないことから、引き続き、県と協議を行っていくもの」とご報告しております。

市は県と協議を行い、県補助金の返還請求権は、時効により消滅しており、そのことについては、県、市とも共通理解をする一方、県への返還を行う法的根拠に関して協議を重ねてきました。

その後、県からは「市の元職員の不法行為を原因として県が損害を被っており、国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償請求権の行使として補助金相当分の返還を求める。」との見解が示され、市としても、これまでの協議経過や弁護士の見解を踏まえ、県が示した考え方が妥当であると判断し、県補助金相当分を支払う判断に至りました。

(3) 支払時期

上記(2)の県の見解による国家賠償法に基づく損害賠償請求権は、令和7年10月をもって、時効により消滅するため、県による当該請求権を行使できる期限が迫っている状況にあることを踏まえ、令和7年6月定例会議に支払いに伴う補正予算案を提出し、議決をいただいた後に支払う予定です。

(4) 支払額（6月定例会議に補正予算案を提出予定）

32,855,000円

※ 詐取額の総額65,710,000円に対し、県補助金相当分である2分の1を乗じた額

【参考：他の詐取が行われた給付に対する返還対応】

○ 児童扶養手当

令和5年3月31日付け 36,846,480円を国に対し返還済

○ 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金

令和5年3月22日付け 664,800円を国に対し返還済

7 今後のスケジュール（予定）

令和7年6月 市議会6月定例会議

訴えの提起に係る議案及び県に対する重度心身障がい者医療費助成金に係る
県補助金相当分の支払いに関連する補正予算を提案

7月 議決後、裁判所に対し、訴状を提出

また、県に対し、重度心身障がい者医療費助成金に係る県補助金相当分を
支出

8 おわりに

以上、令和5年5月23日の議員全員協議会での報告以降における本事件への対応状況等と、
今後における市の対応についてご報告いたしました。

今後の対応状況等につきましては、節目となる動きがあった際などを捉えてお示ししていく
考えでおります。今後とも未回収額の回収に向けて粘り強く対応してまいりますので、ご理解
のほどよろしく願いいたします。